平成２３年（フ）第３９号
愛媛県新居浜市久保田町１丁目３番22号、前住所愛媛県西条市神拝甲141番地１
債務者　小笠原葉子
１　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５９号
大分県速見郡日出町大字豊岡3434番地１ロイヤルハイツ豊岡202
債務者　梅津　　智
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
福島県郡山市久留米２丁目44番地
債務者　伊藤　興治
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三瓶　　正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８５３２号
大阪府茨木市新堂３丁目３番３号
債務者　岡田　裕子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　政子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７５号
大阪府豊中市旭丘６番４―503号
債務者　吉原　幹夫
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　浩司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８５号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番７―203号
債務者　佐野　節子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松下　　仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９３４号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目３番28―801号、前住所大阪市鶴見区今津南１丁目２番29号
債務者　髙井　　宏
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梁　　沙織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９７７号
大阪府枚方市池之宮２丁目４番18―302号
債務者　西本成俊こと　楊　　成俊
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾﨑　宏明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０３９号
大阪市北区天満橋１丁目６番１号　アフィット天満橋402号室
債務者　山田千鶴子（旧姓宮崎・藤森・野本）
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　郁子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県丹波市柏原町下小倉191番地
債務者　森田　和善
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
兵庫県丹波市山南町金屋375番地２
債務者　森田　明子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２０３２号
大阪市北区長柄東３丁目２番41号
債務者　ゴルフダイニングバーＹＵＺＵこと　横山　行夫
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９６号
大阪市浪速区幸町２―４―４　アールメゾン道頓堀801号室、住民票上の住所大阪市西区立売堀３丁目６番21―1304号
債務者　元松　龍也
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宿　　龍太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７号
京都市西京区桂春日町７番地の２
債務者　井上　　淳
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　　茂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
静岡県熱海市小嵐町８番11号　県営上小嵐団地74号
債務者　我妻　敏夫
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小宮山克己
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８１０号
札幌市西区西野11条９丁目20番29号
債務者　吉原　敏正
１　決定年月日時　平成23年４月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　一嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８号
石川県河北郡津幡町字太田ム99番地４　フローラⅠ102号、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田ほ364番地１
債務者　煎田　　博
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　萩野美穂子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
金沢地方裁判所